

佐賀県告示第 27 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり
道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、令和 8 年 1 月 30 日から同年 3 月 2 日まで佐賀
県国土整備部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 1 月 30 日

佐賀県知事　山　口　祥　義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 肥前呼子線	唐津市梨川内字二ツ石 302 番地先から 唐津市梨川内字水洗 312 番地先まで	令和 8. 1. 30